「4月3日付け被災者支援チーム医療班からの原子力安全委員会への照会に対する回答」 に関する経緯について

平成24年2月21日原子力安全委員会事務局

平成 23 年 4 月 3 日に原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チームに回答した「4 月 3 日付け被災者支援チーム医療班からの原子力安全委員会への照会に対する回答」に関する経緯は、以下のとおりである。

● 平成23年3月29日に、原子力災害対策本部より、原子力安全委員会に対して、小児 甲状腺被ばくの調査に関して、

『追跡調査などの措置を講ずる必要もないものと考えられますが、貴委員会より助言 を伺いたく照会します。』

との照会があった。

(添付資料1 1/2ページ)

● 平成23年3月30日に、原子力安全委員会における本件の担当者が、原子力安全委員会事務局内にて『甲状腺モニターにより測定することをお勧めします』とした技術的助言の案文を作成した(未発出)。

同案文の内容について、当該担当者より原子力災害現地対策本部に対して、電話に て連絡していた。

(添付資料2 1/1ページ)

● 平成23年3月31日に、原子力安全委員会より、原子力災害対策本部に対して、小児 甲状腺被ばく線量調査に関するQ&Aについて、回答した。

(添付資料3 2/2ページ)

● 平成23年4月1日3時40分に、原子力災害対策本部より、原子力安全委員会に対して、「官房長官レク資料 福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について」との件名にて、意見照会があった。

この意見照会の資料においては、

『原子力安全委員会より、甲状腺モニターを用いた追跡調査の必要性について問題提起がなされたものの』

とされた上で、

- 『・甲状腺モニターは相当の重量物(約230kg)であり、その移動が困難であること。
 - ・甲状腺モニターを移動できるとしても、それによる精度の高い測定を行う適地(放射線のバックグラウンドが低い)を現地において見つけることが難しく、当該児童に遠距離の移動を強いることとなる可能性が高いこと。
 - ・このような追跡調査を行うことが、本人家族及び地域社会に多大な不安を与えるお それがあること。

との理由から、追跡調査は実施しないこととなった。』

とされていた。

(添付資料4 2/3ページ)

● 平成23年4月1日9時6分に、原子力災害対策本部より、原子力安全委員会に対して、 甲状腺モニターの重量について230kgから1tと修正された「官房長官レク資料 福島 県における小児甲状腺被ばくの調査結果について」が送付された。

(添付資料 5 2/2ページ)

● 平成23年4月1日10時10分に、原子力安全委員会より、原子力災害対策本部に対して、回答を発出。

回答においては、

『しかしながら(中略)追跡調査を実施する必要はないと考えられる。』 とした部分の文章を削除し、

『しかしながら、現在、3月28日から30日にかけて実施した川俣町、飯舘村の調査結果も含めた小児の甲状腺等価線量の評価を行っており、その評価結果を待って、総合的に判断することが必要と考える。』

と修正すべきとした。

(添付資料6 1/2、2/2ページ)

● 平成23年4月1日11時4分に、原子力災害対策本部より、原子力安全委員会に対して、

『このような追跡調査を行うことが、本人家族及び地域社会に多大な不安・言われなき差別を与えるおそれがあること。』

『追跡調査を実施しなくても問題はないと考えられる((独) 放射線医学総合研究所の 米倉理事長他の見解)。』

等の記述について修正された「福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について」 が送付された。

(添付資料7 1/1ページ)

● 平成23年4月1日22時40分に、原子力災害対策本部より、原子力安全委員会に対して、原子力安全委員会から4月1日10時10分に送付した回答に対する文部科学省からの修正意見が送付された。

(添付資料8 1/1ページ)

● 平成23年4月3日13時25分に、原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム医療班より、原子力安全委員会に対して、

『追加的調査を実施しなければならないのでないかとの指摘を受ける可能性がある。 本件について指摘を受けた場合、対外的に説明する際には(中略)追跡調査を実施 しなくとも問題はないと考えられる。」と回答することとしたいが問題無いか。』 との意見照会があった。

(添付資料9 1/1ページ)

● 平成23年4月3日14時36分に、原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム医療班より、原子力安全委員会に対して、「問」と「答」の形式に修正された13時25分と同様の意見照会があった。

(添付資料10 1/1ページ)

● 平成23年4月3日18時39分に、原子力安全委員会より、原子力災害対策本部に対して、回答を発出。

回答においては、

『直ちに追跡調査を実施する必要はないが、福島第一原子力発電所の今後の状況を 見つつ、最終的な追跡調査の実施の有無について判断することが望ましい。』 とした。

(添付資料11 2/2ページ)

18:55

福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について

原子力安全委員会 緊急技術助言組織 聚

> 平成23年3月29日 ERC 医療班

3月26日、27日に、いわき市保健所において実施された小児甲状腺被はくの調査結果において、正味値が大きかった2名の小児の甲状腺等価線量を推定したところ、80mSv 台の値が出ました。

しかし、この等価終量は、安定ヨウ素剤を投与する水準に限らしても相当低く、ヨウ素 剤の服用と副作用も考慮すれば直ちに対応すべきものではなく、また、過去の行動の洗い 出しや、追跡調査などの措置を講ずる必要もないものと考えられますが、責委員会より助 言を伺いたく服会します。

3月26月、27月にいわき市保護所において実施された小児(0歳から14歳までの137名)の競査結果について、無折を行った。その絵果、126名については検出限系以下であった。1913の変数部から見て統計的に有意がと判断されたのは31名であり、この中から正味値が大きかった3名について、下週とれる甲状腺等振療量でを推定した。指定された甲状腺等振療量は、35%でと37mSでであった。

٠			11.1	A STATE	1 41. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
,	漢定日	760 年薪,	才",英语位 _《	Evh': 正味	直点 150万人。	沙拉拉	18 H Qu.
	3月26日		T: 0.27	1, 124 17, 1 14	10.		
P44	3月27日						
	Prof Nill Street " Male.		0.24	1. 12. 14. 14. 14.	HUE TO THE	37	

※・調査中の3G **総準証法**の3倍能無差担える場合を表表してら 3 月 26 日 0218((+0.066+0.017363) A Book 3 月 27 月 01229(+0.165+0.02033) A Book

准本、8月12月から測定日の前日(9月25日あるいは26日)全下連絡的に14日間 あたいは25日間に使って生物的に吸入疾病していたと仮定した申決機構を経過であ

福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について(案)

平成23年3月30日 原子力安全委員会 緊急技術助言組織

- 3月26日及び27日に、いわき市保健所が小児(0歳から14歳までの137名) に対し、甲状腺被ばく線量の測定を実施しました。
- その結果、137名全員については、甲状腺に関して原子力安全委員会が示す スクリーニングレベル (0.2μSv/h) を超える放射性ヨウ素の増加は認められ ませんでした。
 - しかしながら、甲状腺等価線量として 30mSv を超えた 3 名 (3/26 3/27) については、より正確な線量を求めるために甲状腺モニターにより測定することをお勧めします。



原子力安全委員会事務局審查指針課

100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館6階

TEL 03-3581-0985 FAX

ホームページ http://www.nsc.go.jp/

FAX送付状

送付先: ERC保佐が一つ井上村ノイト

(送信先FAX番号

発信元: 内閣府 原子力安全委員会事務局 審查指針課 升入。

発信日:平成³年³月³日 送付枚数:/ 枚 (本紙含まず)

件名:小児中状門病は、練量調首Q2人

メ モ:

智識出出版がS QA答えとからと

27

小児甲状腺被ばく線量調査に関するQ&A

平成23年3月31日20:00 原子力安全委員会 緊急技術助言組織

ERC医療班より確認依頼のありました、「小児甲状腺被ばく線量調査に関する Q&A」の件について、以下の通り回答いたします。

問1:どのような目的で行っているのか。

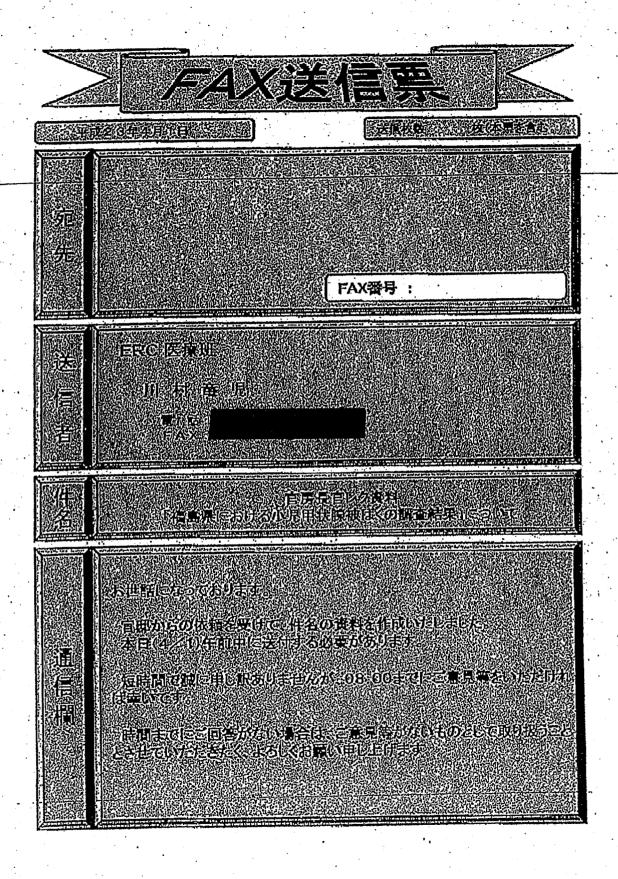
答:福島第一原子力発電所から30km圏外で、SPEEDIの推計により被ばく線量が高い可能性があると評価されたエリアにおいて、甲状腺発がんリスクの高いとされる乳幼児を含む小児の甲状腺被ばくの実態を調べるために実施する。

問2: どこが行っているのか。

答:政府現地対策本部(オフサイトセンター)医療班が、原子力安全委員会の助言を参考に、福島県に協力を得て実施している。

問3:大人については調査をする必要はあるのか。

上記の通り、放射性ヨウ素の内部被ばくによる甲状腺発がんリスクが高い小児 を対象にすることで被ばく状況を把握できるため、大人に対しては調査を行う 必要はない。



福島県における小児甲状腺被ぼくの調査結果について (案)

8月26日、27日に、いわき市保健所において実施された小児甲状腺被ば くの調査結果において、正味値が大きかった1名(※)の小児の甲状腺等価線 量を推定したところ、80mSv台の値が出た。

※・当初2名としていたが、そのうちの1名については、個別のバックグラウンド測定 値を用いて算定し直した結果、80mSv以下であった。

当該推定結果を受け、原子力安全委員会より、甲状腺モニターを用いた追跡 調査の必要性について問題提起がなされたものの、

- 甲状腺モニターは相当の重量物 (約 230kg) であり、その移動が困難であること。
- 甲状腺モニターを移動できるとしても、それによる精度の高い測定を行う 適地(放射線のバックグラウンドが低い)を、現地において見つけること が難しく、当該児童に遠距離の移動を強いることとなる可能性が高いこと。
- このような追跡調査を行うことが、本人家族及び地域社会に多大な不安を 与えるおそれがあること。

との理由から、追跡調査は実施しないこととなった。

しかしながら、上述の正味値は、そもそも、原子力安全委員会が示したスクリーニングレベルである 0.2 µ Sv よりも低い値であり、また、上述の甲状腺等価線量の推定値(30mSv 台)は、安定ヨウ素剤を投与する水準(予測線量 100mSv)よりも低い値であることから、追跡調査を実施しなくても問題はないと考えられる。

(参考資料) 福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果についての解析結果

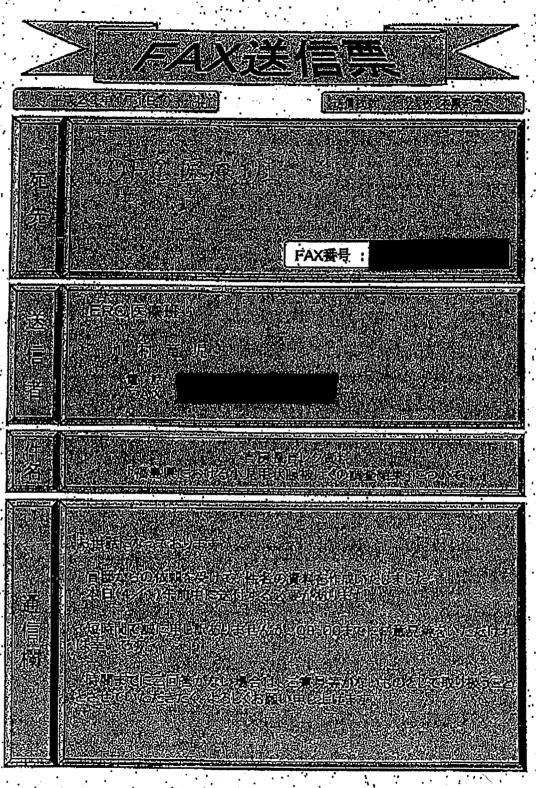
2011年3月30日 原子力安全委員会助言委員 山田 裕司

3月26日、27日にいわき市保健所において爽施された小児(0歳から14歳までの137名)の調査結果について、解析を行った。現地のBG 測定状況を確認したところ、137名)の調査結果について、解析を行った。現地のBG 測定性であることが判別定場所の空間BG 測定値ではなく、被検者の着表表面のBG 測定値であることが判した。従って、従来の平均BG 値を用いるのではなく、個別のBG 値を用いて正味明した。従って、従来の平均BG 値を用いるのではなく、個別のBG 値を用いて正味値を算定し直した。前回の算定方法にて有意と判定された11名についての評価結果を以下の表に示す。

<u> </u>	'		· ·	從來 (平均 BG 使用)		今回(個別 BG 使用)	
測定日	No	年船	與測修 µSv/b	正味値 µSv/h	甲状腺等価 線量 mSv	正味値 μSv/h	甲状腺等価 線量 mSv
•			0,22	0.05	19	0.04	7.1
3月26日			0.22	0.05	6	0.04	5.
			0.22	0.05	19	0.04	7.1
	-		0.27	0.10	.35	0.10	35
	1,000		0.23	0.06	22	0.06	. 21
			0.22	0.05	6	0.05	8.9
			0,22	.0.05	19	0.05	17
			0,24	0.07	43	0.04	25
3月27日		-	0,23	0.06	37	0.03	18
	-		0.23	0.06	22	0.02	7.2.
			0.23	0.06	22	0.02	1.2

評価し流した結果、全体としては線量が低くなる方向になった。最大値を示した。3 月 27 日 は、43mSv から 25mSv に下がった。3 月 26 日の最大値を示した は、35mSv が変わらず、新評価方式での最大値となった。

9:06 DFC 11/8



福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について (案)

平成28年 4月 日 原子为災害対策本部事務局 ERC 医療建

3月26日、27日に、いわき市保健所において実施された小児甲状腺被ば くの調査結果において、正味値が大きかった1名(※)の小児の甲状腺等価線 量を推定したところ、30mSv 台の値が出た。

、※・当初2名としていたが、そのうちの1名については、個別のパッククラウンド測定・値を用いて解定し直した結果、80mSv以下であった。

当該推定結果を受け、原子力安全委員会より、甲状腺モニターを用いた追跡 調査の必要性について問題提起がなされたものの、

- 甲状腺モニターは相当の重量物 (約-230kg) であり、その移動が困難であること:
- 用状腺モニターを移動できるとしても、それによる精度の高い測定を行う 適地(放射線のパックグラウンドが低い)を、現地において見つけること が難しく、当該児童に適距離の移動を強いることとなる可能性が高いこと。
- このような追跡関連を行うことが、本人家族及び地域社会に多大な不安を 与えるおそれがあること。

どの理由から、追跡調査は実施しないこととなった。

しかしながら、上述の正味値は、そもそも、原子力安全委員会が示したスクリーニングレベルである 0.2μSy よりも低い値であり、また、上述の甲状腺等価線量の推定値(30mSv 台)は、安定ョウ素剤を投与する水準(予測線量 100mSv)よりも低い値であることから、追跡調査を実施しなくても問題はないと考えられる。

福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について (回答)

10 =10

平成23年4月1日 原子力安全委員会 緊急技術助言組織

福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について(案)に対して、以下の修正をお願いします。

「しかしながら、・・・」を以下に修正。

修正文

しかしながら、現在、3月28日から30日にかけて実施した川俣町、飯館村の 調査結果も含めた小児の甲状腺等価線量の評価を行っており、その評価結果を 待って、総合的に判断することが必要と考える。

福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について (案)

平成23年 4月 日 原子力災害対策本部事務局

ERC 医療班

3月26日、27日に、いわき市保健所において実施された小児甲状腺被は くの調査結果において、正味値が大きかった1名(※)の小児の甲状腺等価線 量を推定したところ、80mSv 台の値が出た。

派 当初2名としていたが、そのうちの1名については、個別のパックグラウンド測定 値を用いて算定し直した結果、80mSv以下であった。

当該推定結果を受け、原子力安全委員会より、甲状腺モニターを用いた追跡調査の必要性について問題提起がなされたものの、

- 甲状腺モニターは相当の重量物(約 280kg)であり、その移動が困難であること。
- 甲状腺モニターを移動できるとしても、それによる特度の高い測定を行う 適地(放射線のバックグラウンドが低い)を、現地において見つけること が難しく、当該児童に遠距離の移動を強いることとなる可能性が高いこと。
- このような追跡調査を行うことが、本人家族及び地域社会に多大な不安を 与えるおそれがあること。

との理由から、追跡調査は実施しないこととなった。

しかしながら、上述の正味値は、そもそも、原子力安全委員会が示したスクリーニングレベルである 0.2μSv よりも低い値であり、また、上述の甲状腺等価線量の推定値(30mSv 台)は、安定ロウ素和を投与する水準(予測線量 100mSv)よりも低い値であることから、追跡調査を実施しなくても問題はないと考えられる。

福島県における小児甲状腺被ばくの調査結果について

(1)209号

1834年,1830以午前中下硼锶原气。

平成23年4月1日 原子力災害対策本部事務局 ERC 医療班

3月26日、27日に、いわき市保健所において実施された小児甲状腺被ばくの調査結果において、正味値が大きかった1名(※)の小児の甲状腺等価線量を推定したところ、30mSv台の値が出た。

※ 当初2名としていたが、そのうちの1名については、個別のバックグラウンド測定 値を用いて算定し直した結果、30mSv以下であった。

当該推定結果を受け、原子力安全委員会より、甲状腺モニターを用いた追跡調査の必要性について問題提起がなされたものの、

- 甲状腺モニターは相当の重量物(約1トン)であり、その移動が困難であること。
- 甲状腺モニターを移動できるとしても、それによる精度の高い測定を行う 適地(放射線のバックグラウンドが低い)を、現地において見つけること が難しく、当該児童に遠距離の移動を強いることとなる可能性が高いこと。
- このような追跡調査を行うことが、本人家族及び地域社会に多大な不安・ 言われなき差別を与えるおそれがあること。

との理由から、追跡調査は実施しないこととなった。

しかしながら、甲状腺調査は3月24から30日までの期間で都合5日行ったが、いずれも正味値は、そもそも、原子力安全委員会が示したスクリーニングレベルである 0.2μ Sv よりも低い値であり、また、上述の甲状腺等価線量の推定値(30mSv 台)は、安定ヨウ素剤を投与する水準(予測線量 100mSv)よりも低い値であることから、追跡調査を実施しなくても問題はないと考えられる((独) 放射線医学総合研究所の米倉理事長他の見解)。

ERCREA HE GALLAGE

は基場における小児甲沢配油はくの間は結果について (回答)

- DECEMBANT

平成25年4月1日 原示力安全委員会 緊急技術助告組接

(## ## WEWL

指熱薬(三部) る水原甲状腺体はくの調査拡集について (家) に対して、日下の 薬の進む類(いします。

TUMLDING ... I EUTERE.

GEX

12-49 FOCE

上本地域 3月28日於3.10日仁於付て茶瓶じた川景町。 **斯**薩拉の

理事活業も含めたが別の甲状腺素助業業の肝値を行っており、その肝能法 サービスを合われて助することが必要となった。

ECCE - ERCE ##

原始有此与上在2016年日本中中被约1万0元;深度以及1万0元;

屋がなのイグストンファイス Eocin 1×16

機密性2

ERC 1325 (4/2)

原子力安全委員会への照会

平成23年3月3日 被災者支援チーム医療班

平成23年3月26日(土)~27日(日)にいわき市保健所において実施された小児甲状腺被ばく調査結果については、「原子力安全委員会が示しているスクリーニングレベルを超える者は認められない。」と発表しているところである。しかし、放射性ヨウ素の半減期(約8日)を考慮した場合、放射性物質を吸入後、スクリーニング検査までの時間が長時間となるにつれて、同一の測定結果であったとしても、甲状腺の等価線量は高くなる。従って、スクリーニングレベルについては、単一の測定値ではなく、実施日毎に異なる値を設定しなければならず、今回のように単一の基準を用いている場合には、実際には問題となる被ばくを受けた者が存在し、追加的調査を実施しなければならないのではないかとの指摘を受ける可能性がある。

本件について指摘を受けた場合、対外的に説明する際には、放射性ヨウ素の 半減期を考慮した上で等価線量を計算したとしても問題となる値を示した者は いなかったことを説明する必要があり、「甲状腺調査は3月24日から30日ま での期間で都合5日行ったが、いずれも正味値は、原子力安全委員会が示した スクリーニングレベルである0.2 μ Sv/hrよりも低い値であり、また、甲状腺 等価線量の推定値(30mSv台)は、安定ヨウ素剤を服用する水準(予測線量 100mSv)よりも低い値であることから、追跡調査を実施しなくとも問題は ないと考えられる。」と回答することとしたいが問題ないか。

> ERC井上さんより17:30 官町への方でで 即に本件に係る 質問があったとへこと 早日に回答いただきたいなの変型があった

(ERC 1436 46)

確認をあゆが、しまる

被災者支援于一厶医療班

平成23年3月3日

間 平成23年3月26日(土)~27日(日)にいわき市保健所において実 施された小児甲状腺被ばく調査結果については、「原子力安全委員会が示して いるスクリーニングレベルを超える者は認められない。」と発表しているとこ ろである。しかし、放射性ヨウ素の半減期(約8日)を考慮した場合、放射 性物質を吸入後、スクリーニング検査までの時間が長時間となるにつれて、 同一の測定結果であったとしても、甲状腺の等価線量は高くなる。従って、 スクリーニングレベルについては、単一の測定値ではなく、実施日毎に異な る値を設定しなければならず、今回のように単一の基準を用いている場合に は、実際には問題となる被ばくを受けた者が存在し、追加的調査を実施しな ければならないのではないか。

答 甲状腺調査は3月24日から30日までの期間で都合5日行ったが、いず れも正味値は、原子力安全委員会が示したスクリーニングレベルである0. 2 μSv/for よりも低い値であり、また、放射性ヨウ素の半減期を考慮した甲状 腺等価線量の推定値(30mSv 台)は、安定ヨウ素剤を服用する水準(予測。 線量100mSv) よりも低い値であることから、追跡調査を実施しなくとも 問題はないと考えられる。



Jata A 送信票

千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館(6階)

TEL. FAX (直通)

FAX

	•	TOC	•
	送信先	序,作为第一次	•
	FAX 番号	送付枚数 > 枚 (本紙を含む)	
	電話番号	日付 平成又 3 年 4 月 3 日	•
. [件名	43件按公共为接个人体格让在中的内层的人工程度了	然
			•

口 至急! ロ ご参考まで ロ ご確認ください ロ ご返信ください ロ ご回覧ください

(連絡事項) 原花を医療・外土中山管理官のら、久住原・沙安全を見ゅう解いではられて、というちゅ回答、ということです。

被災者支援チーム医療班

平成23年4月3日原安委医療班

4月3日付け被災者支援チーム医療班からの原子力安産委員会への照会に対する回答は以下のとおり、修正願います。

答

3月26日から30日まで、屋内退避地域近傍でSPEEDIから小児甲状腺の被ばく量が高いと推定される地域である福島第一原子力発電所から南西部のいわき市、北西部の川俣町、飯館村の小児0歳から15歳までの1080人について、シンチレーションサーベイメーターを用いた簡易的な甲状腺を中心とした線量測定を実施した。

その結果、1080 人については、甲状腺における原子力安全委員会が示したスクリーニングレベルである 0.2μSv/hを超える線量は認められなかった。

この調査結果を踏まえると、直ちに追跡調査を実施する必要はないが、福島第一原子力発電所の今後の状況を見つつ、最終的な追跡調査の実施の有無について判断することが望ましい。